

広報資料
(経済同時)

令和5年5月12日
京都市都市計画局
担当：住宅室住宅管理課
電話：075-222-3631



若者・子育て世帯の「京都に住むっ!」を
「ヒタすら、ヒタむき」に応援しますっ!

市営住宅の空き住戸を

第一弾

「若者・子育て向け住宅に！」

市営住宅の空き住戸活用事業者を大募集!

本市では、若い世代の「結婚・子育て期の近隣都市への転出」や「就職期の東京都を含む関東や大阪府への転出」が浮き彫りになっています。

これらを市内で受け止め、若い世代から選ばれる都市に向けた取組として、**全国初となる「市営住宅の空き住戸を「若者・子育て向け住宅」に活用する取組」**を実施します。

Challenge!

事業者の皆さま、どしどし応募を!!

● 本市と民間事業者がタッグ!

本市が貸し付ける市営住宅を、独自のノウハウやアイデアでリノベーションしていただき、魅力ある賃貸住宅をお手頃感のある家賃で供給し、若者・子育て世帯の移住・定住に繋げる!

● 団地のコミュニティ活性化などの地域課題も解決!

《**応募条件などの詳細は、事業者募集要項をミルっ!**》

【募集案内のホームページ】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000311902.html>

お問い合わせ 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地(分庁舎 3 階)

京都市都市計画局住宅室住宅管理課 (担当：竹中、西井)

電話：075-222-3631

1 募集概要

(1) 応募資格要件

賃貸住宅管理業法に基づく国土交通大臣の登録を行っていること。

又は事業者の決定までに登録の予定がある事業者。

※ その他要件あり。詳細は、募集案内のホームページ・募集要項を

(2) 募集期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月13日（火）（必着）

(3) 応募方法

申請書類等を持参又は簡易書留で応募してください。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年5月17日（水）～19日（金）

活用団地・住戸の内覧

令和5年6月 5日（月）～13日（火）

応募申込書の提出

令和5年6月下旬

事業者決定

3 参考（整備・改修後の住戸イメージ）

